

IT時代のフッ素情報

2025年11月3日

コンシューマネット・ジャパン

古賀 真子

なぜ、フッ化物応用がすすめられた？

歯科口腔保健法と各県歯科条例

- ・ **1970年に新潟県の小学校で開始され、1970年代より地域歯科保健施策の一環として普及しはじめた**

歯科口腔保健法成立(2011年8月)：フッ素の文言はない

大臣告示(2012年7月)：本文にフッ素の文言はないが

別表1にむし歯予防優先順位のトップにフッ化物応用を記載

乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のすべてにわたる推奨

韓国では2000年口腔保健法成立後にフッ素化人口が12%に激増

- ・ 条例はフッ化物応用の文言あり、フッ素洗口明文あり、フッ化物応用文言のない県（**科学的根拠に基づいたむし歯予防法**など）あり

フッ化物洗口マニュアル

厚生労働省令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)

「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」

推進の根拠は？

- 1989年に8020運動が提唱
- 歯科口腔保健法制定前は学校保健法と憲法 2 5 条（健康で文化的な生活）根拠
- 法制定後は中曽根回答（5～8）と厚労省ガイドライン＊
- 条例制定で「フッ化物洗口」や「科学的根拠に基づくむし歯予防」を明文化
- 条例制定後は「**歯科保健医療推進計画**」で安全性有効性を前提に具体的マニュアル作成
- 反対地域むけの啓蒙活動
- モデル校方式と調査研究名目での推進
- 協議会方式で歯科医師会、教育委員会、学校、保護者との連携の下すすめる方式
- 実施の責任は？→K県では行政と学校の要請に歯科医は協力＊
- 8020運動

もともと法的基盤が薄弱

- 歯科・口腔保健対策を推進するための法的基盤が弱いことが歯科界では古くから問題視されていた。
- 現在の地域保健・健康増進対策を推進するための基本的な法体系は保健所、市町村、保健センターをはじめとした地域保健推進体制の整備を中心とした「地域保健法」と健康診査、保健指導などの実際のサービス（法律では「健康増進事業」と規定しています）の効果的推進を図るための「健康増進法」を全体の基盤とし、
- 実際の事業実施はライフステージごとに整備された母子保健法、学校保健安全法などの各個別法の規定に基づいて行われている。

2023年告示改正

- 元々、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、平成24年（2012年）7月23日に基本的事項（平成24年厚生労働省告示第438号）が策定されました。
- 中間・最終評価が行われた上で、令和5年（2023年）10月5日付けで「全部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第289号）」として、基本的事項が全面改正されました。
- また、その前に令和元年11月26日付けで「一部改正」があった旨、厚生労働省のサイトにも記載されています。

改正のポイント

- 告示資料によると、改正の趣旨・概要は以下の通りです。
- 「生涯にわたる歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備」及び「より実効性をもつ取組を推進するために適切なP D C Aサイクルの実施」を重点に置いた。
- 目標指標の一部が悪化している、口腔の健康に関する健康格差がある、国・地方公共団体におけるP D C Aの推進が不十分である、などの課題を受けて改正。
- 新たな基本的事項（通称「歯・口腔の健康づくりプラン（第二次）」）を令和6年度から令和17年度までの12年間とし、その期間中に中間評価・最終評価を行う計画となった。
- 目標・指標一覧を改め、ライフステージごとの課題対応・歯・口腔の健康の維持・向上を明確化。

- 具体的には、以下のような変更が含まれています。
- 「ライフコース」アプローチの明確化：乳幼児期から高齢期まで、各ステージを通じて「歯・口腔の健康づくり」が展開できる環境整備を重視。
- P D C A（Plan-Do-Check-Act）サイクルの実行を制度化・明記：地方自治体・関係機関が計画を実行し、評価・改善を行う体制の強化。
- 健康格差の縮小を明記：歯・口腔の健康に関して、地域・社会階層・ライフステージによる格差を縮小することを目標に加えた。
- 計画期間の設定：令和6年度～令和17年度を計画期間とし、中間・最終評価の時期を定めた。
- 指標・目標の見直し：既存の目標・指標の水準、必要性を再検証し、新指標を設定。

◆ 改正後（令和5年告示）におけるフッ化物関連の主な記述

- ◆ 改正後（令和5年告示）におけるフッ化物関連の主な記述
- 【第2章 基本的方向】
- （抜粋）
- 「う蝕予防に有効な手段であるフッ化物応用（フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤の使用など）の普及を図ること。」
- 👉 つまり、フッ化物応用は国として推奨される施策です。
- しかも、「洗口」も「塗布」「歯磨剤」と並んで明記されています。

- **第4章 施策の推進に関する事項】**

- ここでは「ライフステージ別」の施策が書かれており、それぞれの年齢層でのフッ化物応用の位置づけが強化されています。

- **① 乳幼児期**

- 保健指導や健診等の場でフッ化物歯面塗布等のう蝕予防処置を普及させる。

- **② 学童期・思春期**

- 学校歯科保健活動の中で、フッ化物洗口や歯磨き指導を計画的に実施する。
-  学校での集団フッ素洗口の継続的实施を推進する方針がここに示されています。

- **③ 成人期・高齢期**

- フッ化物配合歯磨剤の適切な利用や、定期的な歯科受診を通じたう蝕予防を促進する。

学校保健安全法

(昭和三十三年法律第五十六号) 施行日： 平成二十八年四月一日

最終更新： 平成二十七年六月二十四日公布（平成二十七年法律第四十六号）改正

- 第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。
- フッ素洗口は「その他保健に関する事項」～（安全性に問題があれば、そもそも実施すべきではないが）養護教員には児童への指導と保護者への助言ができる。
- 第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

学校安全法はフッ素洗口の根拠にならない

学校保健安全法

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない

学校保健安全法施行規則

第3条 9 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無は、齲う歯、歯周疾患、不正咬こう合その他の疾病及び異常について検査する。

第6条 7 歯及び口腔くうの疾病及び異常の有無

第23条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。

二 [法第八条](#)の健康相談に従事すること。

三 [法第九条](#)の保健指導に従事すること。

四 [法第十三条](#)の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

五 [法第十四条](#)の疾病の予防処置のうち齲う歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。

六 市町村の教育委員会の求めにより、[法第十一条](#)の健康診断のうち歯の検査に従事すること。

七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

2 学校歯科医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校歯科医職務記録簿に記入して校長に提出するものとする

一般の認識？

- **2. フッ素洗口の位置づけ（法律・規則・通知レベル）**
- **（1）法律本文（学校保健安全法）**
- フッ素洗口という文言は法律本文には出てきません。
- ただし、第2章「学校保健」において、次のような条文があります
- 第5条（健康の保持増進）
- 学校においては、児童生徒等の健康の保持増進を図るため、保健指導その他必要な措置を講ずるものとする。
-  この「保健指導その他必要な措置」に、**う蝕予防を目的とするフッ化物応用（フッ素洗口など）**が含まれるとされています。
- **（2）施行規則（学校保健安全法施行規則）**
- 学校での健康管理の詳細を定める規則（文部科学省令）で、
- その中に「歯・口腔の健康の保持」が具体的に記載されています。
- 第18条（学校における健康相談・保健指導）
- 学校においては、歯・口腔の健康を含む健康に関する相談、保健指導を行うものとする。
-  よって、学校での集団フッ素洗口はこの規則に基づく「保健指導」活動の一つとして実施されます。

市民運動が獲得した点

- 答弁書は洗口をどう考えている？
- フッ化物水溶液による洗口は任意に行われるものであるので、「フッ素うがい」を行わない児童生徒がいても問題はないと考える。
- フッ化物水溶液による洗口の実施に当たっては、事前に保護者に対しその趣旨の説明を行い、その理解と協力を求めてこれを実施することが望ましいものとする。
- 劇薬から劇薬でない医薬品を業として製造するには、薬事法に基づく製造業の許可が必要である。しかし、学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない。
- 適切な方法によるフッ化物水溶液による洗口については安全性に問題はないことから、フッ化物水溶液による洗口を禁止又は停止すべき児童生徒についての基準は、設けていない。

答弁書は洗口をどう考えている？

- 学校におけるフッ化物水溶液による洗口(以下洗口) は、学校保健法第二条＊に規定する学校保健安全計画に位置付けられ、学校における保健管理の一環として実施されているものである
- 洗口の実施に当たっては、フッ素の身体に及ぼす影響について不安を持つ保護者もあるので、事前に保護者に対しその趣旨の説明を行い、その理解と協力を求めたものと聞いている。
- 洗口は、任意に行われるものであるもので、それを拒否した場合、学校における保健管理上の義務違反にはならないと考える。
- フッ化物水溶液の洗口は、学校における保健管理の一環として実施されているものである。

8020 No.10 2011-1からみる、 フッ化物応用のめざす先？ **本音**？

医師

歯科医師

母子保健法

妊婦健康診査

- 1 歳6 か月児健康診査
- 3 歳児健康診査



児童福祉法

- 保育所における健康診査



学校保健安全法

- 就学時健康診査
- 学校健康診査（定期・臨時）
- 健康増進法（第19 条の2 に基づく市町村健康増進事業: 努力義務） 歯周疾患健診のみ
- 歯科業界の医療界への存在感アピール？ ？
- 事業化による利権？ ？ ？



条例制定の目的

- 口腔保健推進条例制定の背景？
- オーラルフレイルとは？
- 健康格差の是正の具体的な検証なし
- 定期的歯科健診推進は被介護者、障害者
- 子供のむし歯管理は必要か？学校での洗口について見識があると思えない
- 児童虐待の早期発見？
- なぜフッ素か？フッ素洗口の科学的根拠が不明
- ～幼児・児童・生徒のう蝕予防のためのフッカ物応用、フッ素洗口の応用等の科学的根拠に基づいた効果的な取り組み並びに口腔保健に関する健康格差の縮小
- 事業の実施は自治体に丸投げされている。歯科医師会や推進学者、行政からの天下り者が自治体に働きかけ、自治体が受け入れ、住民が反対しないところから集団洗口が進んでいる

条例での制定もさまざま

- 共通している項目は「目的」、「基本理念」、「道県、関係者などの責務」、「道県計画策定」、「実態調査」、「市町村等への支援」、「財政上の措置」
- 1県は基本法的性格の条例で、具体的な施策・事業についての規定は設けられていない。
- 施策・事業についての規定を設けている他の12道県中すべての道県で要介護者、障害児者を対象とした施策・事業の推進が明示されている。
- 施策・事業の内容として、12道県すべてでフッ化物応用の促進、情報の収集発信・普及啓発、人材の養成・資質向上に関する規定がなされている。ただし、フッ化物応用の促進について、2県では「科学的根拠に基づくう蝕予防」等の間接的表現に留まっている。

流行りのChat Gptで聞いてみる

- 学校などで行われる**フッ素洗口（フッ化物洗口）**は、虫歯予防を目的に全国の小中学校・保育園などで広く実施されていますが、**保護者の同意が必要な「任意の実施」**であり、強制ではありません。
-
- 以下で、強制されないための具体的な方法と法的根拠を整理します👉

1. フッ素洗口は「任意」であり、強制できない

- 法的根拠

- 学校で行う健康管理は 学校保健安全法 に基づきますが、
- フッ素洗口は「保健指導・任意の健康増進事業」に分類され、
- 医療行為ではないが、児童・保護者の同意が前提 です。
- ◆ 文部科学省の通知（平成25年3月「学校でのフッ化物洗口の実施に関する留意事項」）でも、
- 「児童生徒及び保護者の理解と同意を得た上で実施すること」
- と明記されています。

-



2. 同意を求められたときの対応方法

- 学校や園から配られる「フッ素洗口の同意書」には、多くの場合「同意します／同意しません」の欄があります。

参加拒否のやり方

- フッ素洗口には参加しません。
- 理由：家庭での歯磨きと定期検診で対応します。
- 「同意しません」にチェックを入れるだけで十分です。
- 理由は書かなくても構いません（書いても自由）。
-  **3. 学校側に強制されそうな場合の対応**
- もし学校が「全員実施」「断るのは異例です」と言ってきた場合でも、
- 次のように冷静に伝えるのが効果的です。

•

伝え方の例

- 「文部科学省の通知で、フッ素洗口は保護者の同意を前提として任意とされています。
- 我が家では実施を希望しません。」

•

必要に応じて、文部科学省通知（平成25年3月18日 25文科初第142号）を印刷して提示するのも有効です。

4. よくある誤解

誤解	実際
学校で行うのは全員義務	 任意。保護者の同意がなければ実施できない
フッ素は安全なので断る理由がない	 科学的安全性には議論があり、健康方針は各家庭の自由
断ると成績や扱いに影響が出る	 それは不当な扱い。学校側の指導対象になります

5. 断った後の注意点

- 学校側に「フッ素洗口不参加者リスト」を作られることがあります。これは個人情報にあたるため、
- 児童への差別的扱いがあれば教育委員会に相談できます。
- 万が一、同意していないのに実施された場合は、
- それは**身体への不当介入（法的には傷害の可能性）**にあたります。
-

• 参考資料

- 文部科学省「学校でのフッ化物洗口の実施に関する留意事項」（平成25年3月18日）
- 日本学校歯科医会「フッ化物洗口ガイドブック」
- 厚生労働省「フッ化物応用の安全性評価に関する報告」

- フッ素洗口 同意しない旨の通知書

- 令和 年 月 日

- ○○小学校 校長 様

- 保護者氏名： 印
児童氏名：

- 貴校におけるフッ素洗口実施について、家庭の判断により同意いたしません。
つきましては、当該児童につきましてはフッ素洗口の対象から除外していただきますようお願いいたします。

なお、家庭では通常の歯磨き及び定期的な歯科受診等により口腔衛生管理を行っております。

- 以上

-